

近組 2021-002 号

2021 年 1 月 15 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、来年度の授業形態の決定を、担当教員の裁量に委ねるよう要求する。

貴法人は、すでに来年度の授業は原則対面という方針を打ち出しているが、各地で緊急事態宣言が発令された現在の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みるに、対面授業の実施は極めて困難であると推測される。しかるに貴法人は、このような状況の変化を考慮することなく、また教員との十分な議論を経ることもなく、来年度に対面授業を行うことは近畿大学の強い方針であると教授会等を通し一方的に通達しており、教員軽視も甚だしい。現時点で来年度の授業形態を軽々に決定することはせず、シラバス作成に際しても、実際の開講時においても、対面授業を強要しないこと。今後、たとえ感染者数が収束に近い状態になったとしても、本人や同居人の健康状態等の観点から、自由に授業形態を選べるようにすることが望ましい。

なお、仮に新年度から一方的に対面授業を全面的に再開するとしても、教職員・学生の安全確保の観点から改めて以下のことを要求する。

I. 対面授業実施の可否について

- ① どのような状況であれば対面授業が可能で、どのような状況であれば不可能であるのか、根拠とともにその基準を明確にせよ。場当たりの対応は厳に慎むべきである。
- ② 関連して、対面授業を強行し学内でクラスターが発生した場合の責任の所在を明確にせよ。感染によって生命・健康が害される危険性があることは周知の事実であるにもかかわらず強引に対面授業を実施し、教職員・学生の生命・健康を危険に晒したのであれば、責任者の処分は不可避である。

II. 対面授業を実施する場合の対策

現時点で、各学部では対面授業も想定して準備がなされているが、全面的に対面授業を再開する場合であっても、新型コロナウイルスの性質に鑑み、2020 年度後期以上の対策が必須である。最低限、以下の対策を求める。

- ① 学生には少なくとも学内では不織布マスクを着用させること（効果の薄いウレタンマ

スクや布マスクは禁止すること)。

- ② 建物内での私語を禁止するとともに、私語をする学生が出ないような体制を整えること（私語禁止という張り紙だけでは実効性がない）。
- ③ マイクの使い回しを防ぐため、各教員に専用のマイクを用意すること。
- ④ 建物出入口の自動ドアは開けた状態にしておくこと。
- ⑤ 非常口を含め、物理的に開放できるドアや窓は全て開けること。
- ⑥ 窓についているストッパーは全て撤去し、全開できる状態すること。
- ⑦ 学内での感染を防止するため、学生・教職員に頻回の PCR 検査を実施すること。
- ⑧ 適切に換気を行うため、教室ごとに二酸化炭素濃度検知器を設置すること。
- ⑨ なお、多くの学生が集まるキャンパスで無症状感染者からの感染をどのように防止するのか、残念ながら具体的な対策が見当たらない。有効な対策を示されたい。

Ⅲ. 教職員が感染した場合の対応

基礎疾患がなくても死亡したり重症化したりする例がある、死亡したり重症化するのは高齢者に限られない、後遺症に苦しむ者が少なくないといった特徴があるにもかかわらず対面授業の全面再開を強行するというのであれば、教職員が学内・通勤途中で感染した場合の責任は、それを強行する貴法人が全面的に負わなければならない。具体的には、次の通りである。

- ① 教員が感染した場合でも、補講は強制しないこと。
- ② 後遺症等で長期にわたって業務遂行が困難になった場合でも、業績評価や昇任、給与等の面で一切不利益な扱いをしないこと。
- ③ なお、新型コロナウイルス感染症により教職員が死亡した場合にどのような対応を行うのか、後遺症等で長期にわたって業務遂行が困難になった場合の医療費についてどのような支援を行うのか、明確にせよ。

2月9日の団体交渉での回答を求める。議題の関係でそれができない場合は、日程を再設定すること。2月9日以外の日程となる場合は、日程についての回答は一週間以内とする。

以上